

児童養護施設における心理職活用のガイドライン(簡易版). 施設用

メタデータ	言語: ja 出版者: 井出, 智博 公開日: 2012-11-14 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 井出, 智博 メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/10297/6923

児童養護施設における心理職活用のガイドライン（簡易版）

（施設が心理職を活用するために）

1. 管理職が心理職の育成、活用の方針を明示する

- ・管理職が心理職を理解し、育成、活用の方針を明示することできるかどうか、心理職活用の成否を左右します。
- ・施設での心理職の活用がうまくいかないのは「心理職の能力不足」ではなく、「管理職が心理職を活用する能力を持っていなかった」と自己評価するくらいの責任が求められます。

【Point】

- ・心理職を職員組織図のどこに位置づけるかを明確にする。
- ・心理職にどのような仕事から始めてもらうか、どのように役割を広げてもらうかのビジョンを明示する。
- ・施設内で心理職活用に関する施設内研修を設定する。
- ・心理職を育成する外部資源を活用する。 ⇒ 大学教員等によるスーパーバイズや施設心理職の研修等
- ・管理職自身が心理職の理解し、活用する。

2. 心理職を含めた、新しい施設のあり方を創造する

- ・単に心理職を施設に加えるだけではなく、心理職を加えたことによって、施設全体が変化し、新たな施設のあり方を創造することが心理職の活用につながります。
- ・心理職の活用とは「心理職に何をしてもらうか」ではなく、「心理職が持つ知識や知見を児童養護施設の中で活用するための体制をどのように構築するか」について考える施設作りのプロセスです。

【Point】

- ・CWの問題意識を顕在化する（CW自身が何に困っているかを明確にし、心理職に伝える）。
- ・専門的組織としての意識を持つ。 ⇒ 専門的組織としてどのような支援を目指すのか
- ・施設機能の一部として位置づける。 ⇒ 「心理職は心理職で」ではなく、全体の機能の中で何を心理職が何を担うのかを明確化する

3. 心理職を活用するためのシステムを作る

- ・心理職の活用を効率的に進めるために、活用のためのシステムを作ることが役立つことがあります。
- ・心理職を活用するためのシステムを作るとは心理職の役割を明確化するだけではなく、施設内の他の専門職の役割を明確化し、チームアプローチの基礎を構築することにもつながります。

【Point】

- ・（特に導入初期は）心理職の活動をコーディネートする職員を配置する。
- ・勤務時間の設定や記録様式の整備といった基本的な枠組み作りをおこなう。
- ・心理職のデスクを他の職員との交流がおこないやすい場所に配置する。
- ・施設ごとの心理職活用のガイドラインを作成する。 ⇒ 施設の状況に応じたものが必要
- ・心理職以外の職種専門性を明確化する。 ⇒ それぞれの職種の専門性、役割を明確化することで自ずと心理職の役割の明確化も進む

4. 施設に合った「生活の場への関与」のスタイルを検討する

- ・児童養護施設での心理職の活用において、心理職が生活の場にどのように関与するか（しないか）は大きな検討課題です。施設全体で心理職が生活の場に関与すること（しないこと）についての考えを共有しておく必要があります。
- ・それぞれの施設が個性的であるように、心理職もそれぞれが受けてきたトレーニングや得意なことが異なるため、施設の状況や心理職の特性によって、生活の場への関与のスタイルを検討し、独自のスタイルを構築することが必要です。
- ・関与のスタイル（「方法」）は心理職活用の「目的」を議論する中で、自然と明らかにされていくものです。先に「生活に関与すべき（すべきではない）」といった「方法」を規定することは心理職の活用において有効ではありません。

【Point】

*生活の場への関与のスタイル

- ①生活の場に関与しない、②生活の場に関与する、③関与する場面を限定する、④ケース・バイ・ケースで判断

⇒ 生活の場への関与のスタイルに「正解」はない

- ・心理職活用の「目的」を明確化することで、自然と関与のスタイルは明確化される。

- ・心理職の主体的な判断を保障する ⇒ 有無を言わず生活支援のローテーションに組み入れるようなことはしない

5. セラピーに心理職を活用する際の留意点

- ・心理職がどのようなセラピーをおこなうかによって、心理職の生活の場への関与のスタイルや CW との連携、心理職の育成などが変わることがあります。どのようなセラピーをおこなうかは心理職だけの問題ではなく、施設全体の子どもへの支援の中でどう位置づけるかを明確にしなければ、セラピーは効果を持ちません。

【Point】

*生活の場に関与しないスタイルを採用する際の留意点

- ・心理職が生活の場では子どもにできるだけ関与しないような構造を構築する。
- ・生活の場に関与しない分、CW との情報交換ができる構造を構築する。

*生活の場に関与するスタイルを採用する際の留意点

- ・心理職がこのスタイルの活動を構築するまでの試行錯誤を保障する ⇒ 生活の場に関与しながら心理的なケアをすることは一般的な心理職のトレーニングにはない特殊なスタイルであるため、心理職自身が試行錯誤しながら活動を構築することを保障する必要がある
- *日常生活で見られる子どもの問題や課題を面接や日常的な子どもとの関わりの中で取り上げながら、子どもたちの日々の生活を支えることに重きが置かれた活用が進められます。心理職は必要に応じて生活の場でも子どもに関与し、セラピールーム以外の場所でもセラピーをおこなったりすることもあります。こうしたスタイルで活用することで、セラピーに行かない子どもへの心理職の関わりが可能になったり、CW の苦勞を理解しやすくなったりします。

6. 職員のケアに活用する際の留意点

- ・虐待を受けた子どもや愛着形成に課題を抱えた子どもたちのケアを進める際、子ども自身の問題が職員関係に反映され、職員関係に不和が生じやすくなることもあります。こうした時、職員がいかにチームを形成してアプローチするかが重要な課題となりますが、当事者たちには気付きにくかったり、当事者だけでは解決しにくいこともあります。心理職が持つ全体を見る視点、第三者的視点をそうした課題の発見や職員関係の調整に活用することができます。
- ・職員自身の心理的なケアは心理職の重要な役割の1つですが、心理職が職員に対する「支援」と「評価」の2つの役割を負うことになるかもしれないというリスクもあることを認識しておく必要があります。
- ・心理職を施設における CW の「子育て支援」に活用することができます。

【Point】

- ・心理職から見た職員の関係性をチームアプローチの参考にする。
- ・子どもと職員関係の支援に活用する。 ⇒ 心理職は子どもの支援をおこなうだけでなく、職員の支援をおこなうものとも考える
- ・職員自身のケアに活用する際には、心理職が支援と評価の相反する役割を持ちかねないことに留意する。 ⇒ 職員の支援にあたる心理職に職員配置についての意見を求めることは職員に対する評価に心理職が関わることにもなりかねない

7. 心理職の育成に関する留意点

- ・心理職は心理の専門家ですが、その養成課程で児童養護施設や児童福祉についてはあまり多くのことを学びません。児童養護施設や児童福祉についての理解を深めることが「児童養護施設の心理職」として育成することにつながります。
- ・心理職にコンサルテーションを受ける際、CW が一方的に助言を受けるのではなく、CW から心理職の活動に対して要望を出すなど、相補的なコンサルテーションの関係を持つことが必要です。
- ・心理職の育成には、施設外の資源を積極的に活用する必要があります。1つの施設だけでなく、地域の施設が協力したり、児童相談所、大学等を活用しながら心理職の育成体制を構築することが必要です。
- ・心理職の活用を進めることは、同時に心理職の限界を把握することでもあります。積極的に医療機関などの外部機関を活用することが心理職の育成、活用につながります。

【Point】

- ・心理職は児童養護施設や児童福祉について学んでもらう。 ⇒ 大学等の養成課程で心理職が児童福祉について学ぶことはほとんどない
- ・相補的なコンサルテーションをおこなう。 ⇒ 心理職が職員に助言するだけでなく、職員も心理職の活動に助言することが必要
- ・スーパーバイズや施設外の研修会、学会、近隣施設の心理職同士の勉強会などに参加することの保障、あるいはそういった機会を設ける。
- ・医療機関等、外部機関を積極的に活用する。 ⇒ 心理職を導入したから「すべて施設内で」ではなく、外部機関を利用することで心理職もより機能する